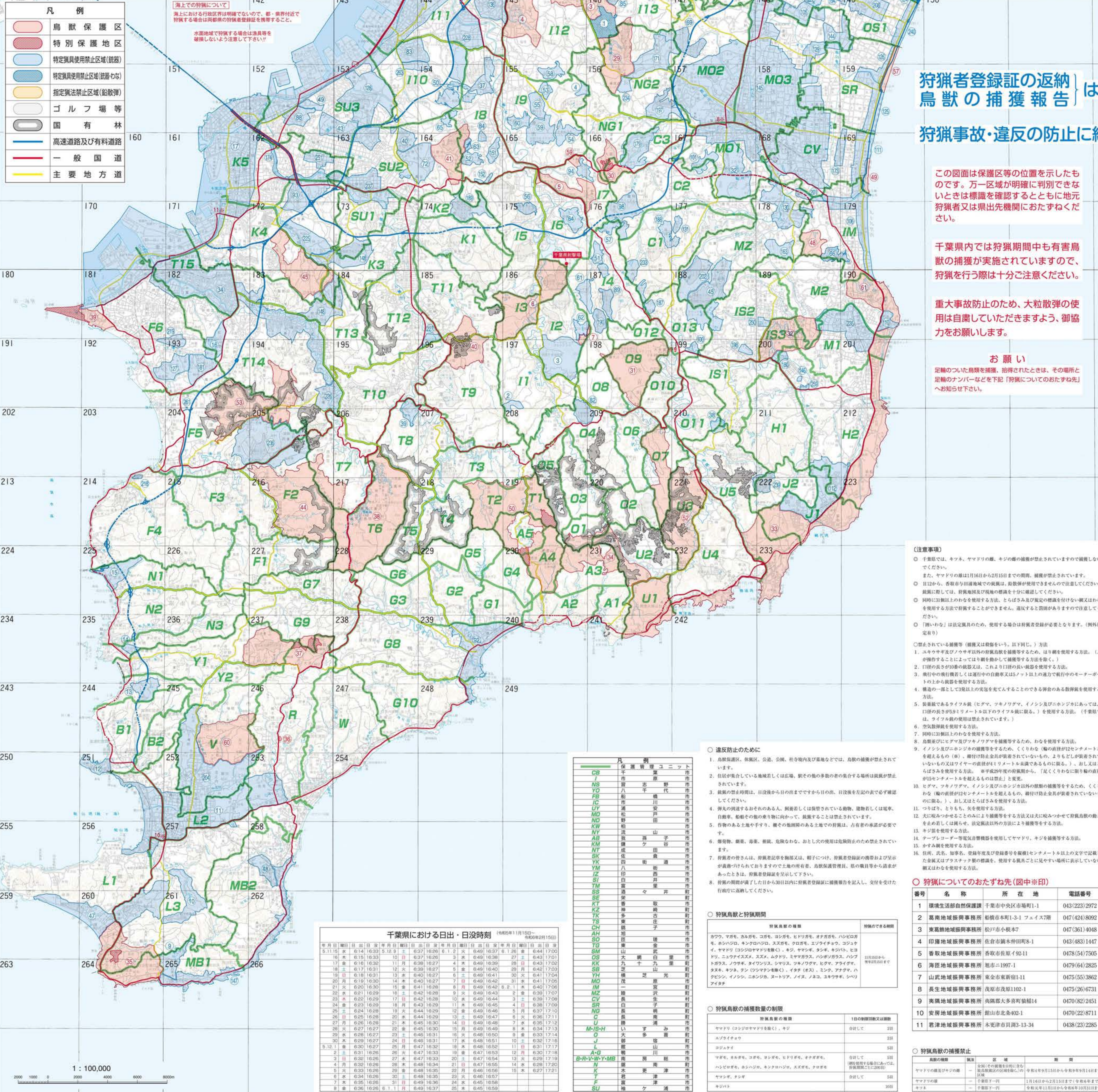


令和5年度千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)



狩猟者登録証の返納 鳥獣の捕獲報告 は3月15日まで
狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

Table with 2 columns: 国指定鳥獣保護区 (1箇所) and 県指定鳥獣保護区 (59箇所). Lists names, locations, and dates.

Table with 2 columns: 特定猟具使用禁止区域(銃器) (227箇所) and 特定猟具使用禁止区域(銃器) (1箇所). Lists names, locations, and dates.

Table with 2 columns: 指定猟法禁止区域(鉛散弾) (1箇所). Lists names, locations, and dates.

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたずねください。
千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分ご注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾の使用は自粛していただきますよう、御協力ををお願いします。

お願い
定標のついた鳥獣を捕獲、拾得されたときは、その場所と定標のナンバなどを下記「狩猟についてのおたずね先」へお知らせください。

- (注意事項)
○ 千葉県では、トウモロコシ、ヤマドリ、キノコ、ネギの栽培が盛んに行われており、被害が拡大しています。
○ 112から、香取市、南房総市、館山市、鳥取市の4市町村は、鳥獣被害が深刻な地域として指定されています。
○ 指定区域には、鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。
○ 指定区域に侵入した場合は、鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。
○ 指定区域に侵入した場合は、鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。
○ 指定区域に侵入した場合は、鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。

- 違反防止のために
1. 鳥獣被害防止、保護区、公園、公園、社会福祉施設等においては、鳥獣の捕獲が禁止されています。
2. 鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。
3. 鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。
4. 鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。
5. 鳥獣被害防止の取組を十分に行ってください。

- 狩猟についてのたずね先(図中赤印)
番号 名称 所在地 電話番号
1 環境生活部自然保護課 千葉県中央区市場1-1 043(293)2792
2 葛南地域振興事務所 船橋市本町1-3-1 フェリス階 047(424)8092
3 東葛南地域振興事務所 松戸市小根4-7 047(361)4048
4 印旛地域振興事務所 佐倉市御田町1-1 043(483)1447
5 香取地域振興事務所 香取市東原1-9211 0478(54)7505
6 海浜地域振興事務所 船市1997-1 0479(64)2825
7 山武地域振興事務所 東上市新田1-11 0475(55)3862
8 長生地域振興事務所 茂原市東原1102-1 0475(26)6731
9 夷隅地域振興事務所 夷隅郡大多喜町船橋4 0470(82)2451
10 安房地域振興事務所 洲原市北条402-1 0470(22)8711
11 君津地域振興事務所 本郷町貝貝133-13-34 0438(23)2285

千葉県における日・日没時刻 (令和5年1月1日)
Table with columns for month, day, sunrise, and sunset times.

凡例
Table with columns for symbols and their corresponding names: 鳥獣保護区, 特別保護地区, etc.

○ 違反防止のために
○ 狩猟鳥獣と狩猟期間
○ 狩猟鳥獣の捕獲数に制限
○ 狩猟鳥獣の捕獲禁止
Table with columns for names, locations, and dates.